

社会福祉法改正への対応 これだけは押さえておきたい基本の4ステップ

社会福祉法の解説

保育事業経営法人・小規模法人向け

全国社会福祉法人経営者協議会 保育事業経営委員会

はじめに

平成 28 年 3 月 31 日に改正社会福祉法が成立し、すべての社会福祉法人に事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の責務等が求められることとなりました。

いうまでもなく、保育事業のみを行う小規模な社会福祉法人を含めて、すべての社会福祉法人において、改正法への対応が求められており、平成 29 年 4 月 1 日の本格施行まで、残り 4 か月余りの間に、さまざまな準備を遺漏なく進めていく必要があります。

全国経営協では、今般の社会福祉法人制度改革に際し、会員法人向けの各種支援ツールを作成し、ホームページ上で公開しています。

そこで、保育事業経営委員会では、特に、保育事業のみを行う小規模な社会福祉法人を対象に、社会福祉法改正への対応にあたり、必ず確認していただきたい内容を「保育事業経営法人向け 社会福祉法の解説」としてまとめました。

なお、あくまで、最低限押さえていただきたい内容に絞って解説していますので、詳細は、厚生労働省から出されている関係通知・Q&A や、全国経営協 制度・政策委員会作成の会員法人向け支援ツールをご参照ください。

本解説が、保育事業を営む会員法人の皆様の社会福祉法改正への準備に資することができれば幸いです。

本解説の構成

- 本解説は、いわゆる 1 法人 1 保育所のような小規模法人を対象に、改正社会福祉法の平成 29 年 4 月 1 日施行に向けた準備の参考資料としていただくことを目的に作成しています。
- 各法人で準備が必要と思われる順に、1 項目につき見開き 2 ページを原則として、ポイントをまとめています。
- 関連する関係通知や Q&A の箇所を示していますので、必要に応じてご参照ください。
- 今後、関係通知や Q&A の発出等に伴い、随時、更新・改訂を行う可能性があります。

社会福祉法改正〔平成 29 年 4 月 1 日施行事項〕への対応 【小規模法人のケース】

時期	平成 28 年		平成 29 年									
	～ 12月		1月	2月	3月	4月 5月 6月						
今後の流れ	<p>現行理事会開催 (4 ページ以降参照)</p> <p>この理事会で議決する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎定款変更案 ○評議員選任・解任委員会運営規則 ○評議員選任・解任委員候補者の選任 ○役員報酬規程案 ○新評議員候補者の選任 ○新理事・新監事候補者の選任 		<p>定款変更申請 (7 ページ以降参照)</p> <p>定款変更案を所轄庁に提出し、定款変更の申請</p>		<p>定款認可</p>		<p>評議員選任・解任委員会開催</p> <p>新評議員の選任</p>		<p>社会福祉充実残額試算</p> <p>決算見込額に基づき試算</p>		<p>新制度開始 新定款発効</p>	
	ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・定款変更案について、理事会の承認を得ます。 ・評議員選任・解任委員会の設置に向けた準備を行います。 		<ul style="list-style-type: none"> ・定款変更に関しては所轄庁に問い合わせ、手続き方法の確認が必要です ・提出期日についても所轄庁に確認します。 <p>社会福祉充実残額の試算に必要なデータを早めに準備しましょう。(18 ページ参照)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・評議員選任・解任委員会の構成委員は現行理事会が提案します。 ＊構成委員は、外部委員を含む 3 名以上です。 ・理事、評議員が構成員になることはできません。職員が事務局員になることは可能です。 ・評議員定数は 7 名以上 (但し、事業規模 4 億円未満の法人は 3 年間は 4 名でも可とする経過措置もあります) ・評議員の資格等は、要件に適合しているか確認が必要です。 		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉充実残額がある場合は福祉充実計画(案)を検討します。 ・全国経営協作成の試算ツールなどを活用します。 		<ul style="list-style-type: none"> ・新評議員の任期は 4 月 1 日、新理事・新監事の任期は定時評議員会の日からスタートします。 ・旧理事が新評議員に就任する場合は、平成 29 年 3 月 31 日までに理事を辞職しなければなりません。 		

保育事業経営法人・小規模法人向け 社会福祉法の解説

目 次

1. 理事会を開催する.....	4
2. 定款変更の申請をする.....	7
(1) 所轄庁に定款変更の申請をする	
3. 評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員を選任する.....	11
(1) 評議員選任・解任委員会を開催する	
(2) 新評議員を選任する	
〔参考〕 全国経営協 評議員選任・解任委員会運営規則（例）	13
4. 社会福祉充実計画の策定準備をする	18
(1) 社会福祉充実残額算出のために必要なデータを準備する	
(2) 社会福祉充実残額を試算する	
(3) 残額がある場合は、社会福祉充実計画を作成する	
(4) 公認会計士・税理士による確認を受ける	
(5) 理事会、評議員会による承認を受ける	
(6) 所轄庁への承認申請をする	
(7) 法人のホームページで公表する	
〔参考〕 社会福祉充実計画のフォーマット	21
会員専用相談窓口「ちょっと教えて！経営協」のご案内.....	26

小規模法人向けの経過措置があります

(小規模法人：サービス活動収益の額が4億円を超えない法人)

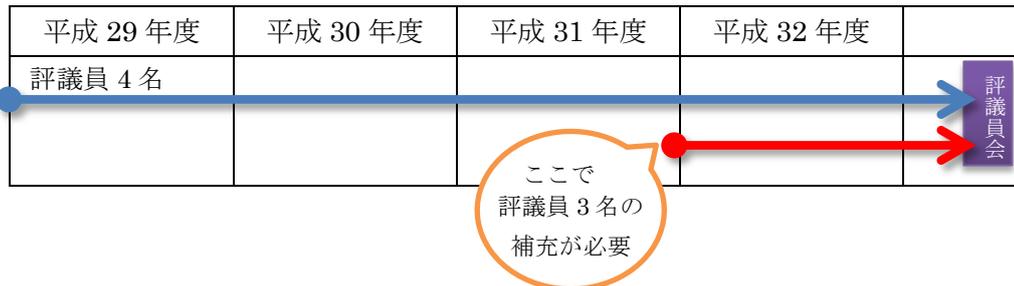
7名以上とされている評議員の定数について、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益が4億円未満の法人は、平成32年3月31日まで評議員4名でもよいという経過措置があります。

この経過措置を受ける場合は、次の2点に注意してください。

注意点1 経過措置が終わるときには、評議員の補充が必要

- この経過措置により、平成32年3月31日までは評議員4名で構いませんが、平成32年4月1日からは評議員7名が必要であり、平成31年度中に3名の評議員を選任しなければなりません。

[経過措置を受ける場合]



注意点2 租税特別措置法第40条の特例の適用は受けられなくなります

- 租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるには、いくつかの要件がありますが、上記の経過措置により評議員数が理事数より少ない場合、「評議員の定数（現在数）は、理事の定数（現在数）を超える数であること」という要件を満たさなくなり、租税特別措置法第40条の特例の適用は受けられなくなります。

- 租税特別措置法第40条の特例とは、例えば次のようなケースのことをいいます。

Aさんが3,000万円で購入した時価5,000万円の土地を、B社会福祉法人に寄附した。この場合、寄附時の時価(=5,000万円)で譲渡があったものとみなされ、財産の取得時から寄附時までの値上がり益(5,000万円-3,000万円=2,000万円)は寄附者(Aさん)の所得税の課税対象とされるが、B社会福祉法人が当該の特例を受けていれば、非課税となる。

- 租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるためには、評議員定数以外にも要件があります。特例の適用を受けるかどうかは各法人でご判断ください。
- 租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるにあたっての留意点は、「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」(平成 28 年 11 月 11 日付 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)を確認してください。
- 租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受ける場合の評議員や理事の定数については、「全国経営協モデル定款 I」の 3 ページ、6 ページを参考にしてください。

小規模法人向けの経過措置や租税特別措置法第 40 条の特例を受けるかどうか各法人でご判断ください。

	メリット	デメリット・必要な対応
評議員 4 名の経過措置を受ける	・平成 32 年 3 月 31 日までは、評議員は 4 名でいい。	・平成 32 年 4 月 1 日から評議員 3 名を補充しなければならない。 ・租税特別措置法第 40 条の適用は受けられない。
租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受ける	・個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合、財産の取得時から寄附時までの値上がり益に対する所得税が非課税となる。	・社会福祉法等における規定を遵守したうえで、次に掲げる事項などが定款に規定されていることが必要。 ◇社会福祉法等における親族等特殊関係者の制限および租税特別措置法施行令で定める親族等特殊関係者に関する規定。※租税特別措置法での「親族」は、六親等内の血族、配偶者および三親等内の姻族。 ◇評議員の定数（現在数）は理事の定数（現在数）を超える数であること。 ◇事業計画および収支予算について評議員会の承認を受けること。

2. 定款変更の申請をする

✓ 時期 平成 28 年 12 月～遅くとも平成 29 年 1 月頃までに

✓ 具体的な手順

(1) 所轄庁に定款変更の申請をします。

理事会で承認を受けた定款変更案を所轄庁に提出します。

注意すること

- (1) すべての社会福祉法人が定款変更の手続きを行う必要があり、定款変更のために理事会を開催する必要があります。
- (2) 定款変更に向けた準備等は、所轄庁による説明に注意してください。
- (3) 提出期日については、所轄庁に確認してください。
- (4) 新定款の認可後でないと、評議員選任・解任委員会は、開催できません。
- (5) 全国経営協で、「改正法施行に向けた会員法人向け支援ツール」を作成し、ホームページで公開していますので、参考にしてください。

- ◆ 改正法施行にむけた準備スケジュール
- ◆ 役員・評議員の選任等にかかる解説
- ◆ 社会福祉法人役員、評議員の報酬等に関する基準策定にむけて
- ◆ 全国社会福祉法人経営者協議会 定款例の解説・モデル定款

ここがポイント！

- (1) 全国社会福祉法人経営者協議会のモデル定款は、4パターンありますが、会計監査人をおかない法人は、「モデル定款Ⅰ」あるいは「モデル定款Ⅲ」を使います。
- (2) 会計監査人をおかない法人で、租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合は「モデル定款Ⅰ」を、適用を受けない場合は「モデル定款Ⅲ」を使います。

※会計監査人設置の対象範囲は、平成29・30年度は、収益30億円／負債60億円の法人です。

(3) 定款の記載事項は次の3区分に分かれています

必要的記載事項	記載しなければならない
相対的記載事項	記載しなければ効力を生じない
任意的記載事項	任意に記載することができる

※いずれの項目も変更時には所轄庁の定款変更認可を得なければなりません。

(4) 役員等候補者

- ・役員等とは、理事、監事、評議員のことをいいます。
- ・定数は、理事6名、監事2名、評議員7名以上（ただし、サービス活動収益4億円未満の法人は平成32年3月31日まで評議員4名の経過措置があります。詳しくは5ページ参照）

理事	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる者が含まなければならない <ol style="list-style-type: none"> ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 ②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 ③当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者 ・当該法人評議員、監事は不可 ・配偶者、三親等以内の親族、他に特殊関係者の2名以内*
監事	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業について識見を有する者 ・財務管理について識見を有する者 ・当該法人理事、評議員、親族および特殊関係者は不可*
評議員	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者 ・当該法人役員、職員、親族および特殊関係者は不可* ・他の社会福祉法人と人数制限なく兼務可（たすきがけでの評議員可）

*社会福祉法では、親族の範囲を三親等以内としています。租税特別措置法では、六親等内の血族、配偶者および三親等内の姻族としています。租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合は、社会福祉法の規定を遵守するとともに、租税特別措置法上の要件を満たしていることが必要です（6ページ参照）。

(5) 役員等報酬

- ・評議員の報酬等の額は、定款で定めなければなりません。
無報酬の場合は、無報酬であると定めます。
- ・理事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めます。
- ・監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めます。

- ・評議員会で定めた報酬等の支給の基準に従って、報酬が支給されます。
- ・支給の基準とは、民間事業者の役員の報酬等および従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事および監事ならびに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分およびその額の算定方法ならびに支給の方法および形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準であり、公表しなければなりません。

- ・費用弁償分については、報酬等に含まれません。

参照 Q&A

詳細は、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A (平成 28 年 11 月 11 日改訂版 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡) をご覧ください。

- 評議員選任・解任委員会に関する事 問 1～問 12 - 4
- 評議員の特殊関係者や評議員会に関する事 問 13～問 29 - 4
- 役員に関する事 問 30～問 39 - 6
- 理事会に関する事 問 44 - 2～3
- 任期に関する事 問 44 - 4～6
- 報酬に関する事 問 45～47

3. 評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員を選任する

✓ 時期 新定款認可後、平成 29 年 3 月 31 日までに

✓ 具体的な手順

(1) 評議員選任・解任委員会を開催する

(2) 新評議員を選任する

✓ 注意すること

(1) 評議員選任・解任委員会の構成員は、現行理事会が提案します。

(2) 理事や評議員が評議員選任・解任委員会の構成員になることはできません。職員が事務局員として委員になることはできます。

(3) 構成員の例：監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名

※評議員選任・解任委員の人数は 3 名以上、少なくとも外部委員を 1 名とされていますので、外部委員 3 名のみの構成も可能です。

(4) 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。ただし、最低でも外部委員の 1 名以上が出席し、外部委員の 1 名以上が賛成することが必要です（15 ページ 評議員選任・解任委員会運営規則（例）第 12 条参照）。

(5) 評議員選任・解任委員会の運営については、全国経営協で作成した「評議員選任・解任委員会運営規則（例）」（13 ページより記載）を参考にしてください。

ここがポイント！

(1) 評議員の資格要件〔再掲〕

- ・ 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
- ・ 当該法人役員、職員、親族および特殊関係者は不可
- ・ 他の社会福祉法人と人数制限なく兼務可（たすきがけでの評議員可）

(2) 評議員の人数・任期・開催

- ・ 7名以上（ただし、サービス活動収益4億円未満法人は平成32年3月31日まで4名の経過措置があります。詳しくは5ページ参照）
- ・ 任期は4年または6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員の終了まで。
- ・ 開催は年1回 毎会計終了3カ月以内（租税特別措置法40条の特例の適用を受ける法人は事業計画、予算等の審議も必要となるため、年2回以上。詳しくは6ページ参照）
- ・ 「社会福祉法人改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」（平成28年11月11日改訂 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）参照

参照 Q&A

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A
(平成28年11月11日付 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)

問8 評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員になることは可能か。

(答) 1.事務局員に法人の職員（介護職員等を含む。）になることは可能である。

問9 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。

(答) 1.監事・事務局員を委員にしないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。

〔参考〕 評議員選任・解任委員会運営規則（例）

評議員選任・解任委員会運営規則（例）	記載内容のポイント
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、社会福祉法人●●（以下「当法人」という。）定款第●条の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行う。</p> <p>(委員会の構成等)</p> <p>第3条 委員会の評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）は、監事●名、職員●名、外部委員●名の合計●名とし、理事会が選任する。</p> <p>2 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。</p> <p>(1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人</p> <p>(2) 前号に該当する者の配偶者又は三親等以内の親族</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。</p>	<p>○ 定款変更後の条項に記載する。</p> <p>○ 職員を事務局員とすることも可能。</p> <p>○ 法令上、外部委員の要件は定められていないが、法人関係者でない中立的な立場にあることをより明確にするために、本規則（例）のような記載が望ましい。</p> <p>○ 法人の判断により、例えば「職員委員は、法人事務局長の職にある者をもってあて」と定めることも可能。</p> <p>○ 理事や評議員の任期を参考に委員の任期を定める。本規則（例）では評議員の任期を参考にしている。</p>

評議員選任・解任委員会運営規則（例）	記載内容のポイント
<p>（委員の解任）</p> <p>第5条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>（報 酬）</p> <p>第6条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。</p> <p>2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。</p> <p>3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。</p> <p>（招 集）</p> <p>第7条 委員会の招集は、理事会において決定し、理事長が行う。</p> <p>（招集通知）</p> <p>第8条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく委員会を開催することができる。</p> <p>（議 長）</p> <p>第9条 委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。</p>	<p>○ 無報酬とすることも可能。その場合、例えば、「委員の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。」と定める。</p> <p>○ 本規則（例）では、議長をその都度互選することを想定している。あらかじめ、委員会の委員長を互選で置き、委員長が議長を務めるものと規定することも可能。</p> <p>○ その場合、例えば、「委員会の委員長は、委員の互選と</p>

評議員選任・解任委員会運営規則（例）	記載内容のポイント
<p>（評議員の選任）</p> <p>第10条 評議員の選任は、次の各号の手続を経て行うものとする。</p> <p>(1) 理事会は、評議員候補者を委員会に推薦する。</p> <p>(2) 理事会は、委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、当該候補者の兼職状況、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。</p> <p>(3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員の選任に関する決議を行う。</p> <p>（評議員の解任）</p> <p>第11条 評議員の解任は、次の各号の手続を経て行うものとする。</p> <p>(1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。</p> <p>(2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。</p> <p>(3) 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。</p> <p>（決議）</p> <p>第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の●名以上が出席し、かつ、外部委員の●名以上が賛成することを要する。</p>	<p>する。前項の委員長は、委員会の議長となる。」と定める。</p> <p>○ 少なくとも1名以上の外部委員の出席及び賛成の条件を定めなければならない。</p>

評議員選任・解任委員会運営規則（例）	記載内容のポイント
<p>（議事録）</p> <p>第 13 条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が署名又は記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。</p> <p>2 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>(1) 委員会が開催された日時及び場所</p> <p>(2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(3) 委員会に出席した委員の氏名</p> <p>(4) 委員会の議長の氏名</p> <p>3 議事録は、委員会の日から 10 年間主たる事務所に備え置かななければならない。</p> <p>（事務局）</p> <p>第 14 条 委員会の庶務的事項は当法人の事務局において行う。</p> <p>（補 則）</p> <p>第 15 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>（改 廃）</p> <p>第 16 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成●年●月●日から施行する。</p>	<p>○ 施行日は、各法人で定めることになるが、例えば、「1. この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。2. 最初の評議員の選任は、この規則の例により行う。」と定めることも可能。</p>

評議員候補者推薦書（例）

番号	氏名	経歴	推薦理由	法人及び役員等との関係	兼職状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

4. 社会福祉充実計画の策定準備をする

- ✓ 時期 平成 29 年 1 月～3 月頃までに
★必要なデータ集めは平成 28 年 12 月からはじめます。

✓ 具体的な手順

- (1) 社会福祉充実残額算出のために必要なデータを準備する
- (2) 社会福祉充実残額を試算する
- (3) 残額がある場合は、社会福祉充実計画を作成する
- (4) 公認会計士・税理士による確認を受ける
- (5) 理事会、評議員会による承認を受ける
- (6) 所轄庁への承認申請をする
- (7) 法人のホームページで公表する

社会福祉充実残額の試算に必要なデータは、早めに準備します

<input type="checkbox"/> 全国経営協の会員番号	<input type="checkbox"/> 所有している建物ごとの以下のデータ 建設年月、当初建設費、建設時の延床面積、現在の延床面積、当初建設費の補助金/自己資金/借入金の内訳、減価償却期間、借入期間、再投資（改修・修繕、増築・増床等）を行っている場合は、再投資に関する上記のデータ
<input type="checkbox"/> 法人全体の貸借対照表	
<input type="checkbox"/> 法人全体の財産目録*	
<input type="checkbox"/> 法人全体の固定資産明細書	
<input type="checkbox"/> 法人全体の資金収支計算書	

*平成 28 年度決算から財産目録の様式が変わります。詳しくは、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」を確認してください。

注意すること

- (1) 社会福祉充実残額を試算するときは、全国経営協で作成した「社会福祉充実残額試算ツール」を使います。
- (2) 「社会福祉充実残額試算ツール」は、全国経営協ホームページ <https://www.keieikyo.gr.jp/> からダウンロードすることができます。
- (3) 社会福祉充実残額はないと思われる場合でも計算が必要です。
- (4) 社会福祉充実残額の算定結果は、毎年、所轄庁に提出します。
- (5) 残額がある場合は、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）について」（平成28年11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）を参考に、計画を作成します。

ここがポイント！

- (1) まずは、きちんとした決算を行うことが必須です。
- (2) 次に、財務諸表の内容を把握します。わからない場合は、必ず公認会計士・税理士などと協働で行うようにします。
- (3) 計算の結果、1万円未満の端数が生じる場合には、切り捨てます。
- (4) 残額がない場合は、社会福祉充実計画の策定は不要です。
- (5) 残額が1万円以上である場合には、社会福祉充実計画の策定が必要です。ただし、社会福祉充実計画策定にともない、公認会計士・税理士による確認などの社会福祉充実計画の策定にかかる費用が残高を上回る場合は、社会福祉充実計画を策定する必要はありません。

社会福祉充実残額の算定結果について【重要】

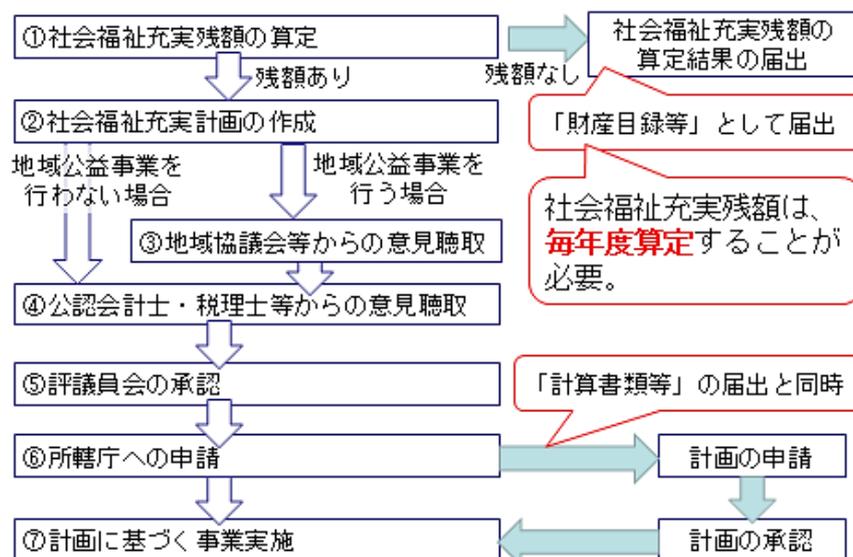
社会福祉充実残額の算定結果について、厚生労働省から以下の3点が指摘されています。

- 社会福祉充実残額は、法人の規模の大小にかかわらず、生じ得る。
- 建物の竣工から経過年数が長く経過しているほど、減価償却費等が内部に蓄積されていくため、社会福祉充実残額は生じる傾向。
- 事業拡大を行う法人ほど、社会福祉充実残額は生じない傾向。

社会福祉充実残額として算定されたものが、すべて社会福祉充実事業に充当すべき額とは限りません。

社会福祉充実計画の策定にあたっては、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）について」（平成28年11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）の「4（4）社会福祉充実計画の実施期間」や「4（5）社会福祉充実事業に活用する社会福祉充実残額の範囲の特例」を確認のうえ、法人運営に必要な財産を費消することがないように、十分ご注意ください。

＜社会福祉充実残額の算定から社会福祉充実計画策定までの流れ＞



「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）について」の表を一部改変

社会福祉充実計画のフォーマット

平成○年度～平成○年度 社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名								
法人代表者氏名								
法人の主たる所在地								
連絡先								
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日								
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日								
評議員会の承認年月日								
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成○年度末現在)	1年目 (平成○年度末現在)	2年目 (平成○年度末現在)	3年目 (平成○年度末現在)	4年目 (平成○年度末現在)	5年目 (平成○年度末現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額
							/	
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)	/							/
本計画の対象期間								

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1年目						
	小計					
2年目						
	小計					
3年目						
	小計					
4年目						
	小計					
5年目						
	小計					
合計						

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
①社会福祉事業及び公益事業 (小規模事業)	
②地域公益事業	
③①及び②以外の公益事業	

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
	計画の実施期間に おける事業費合計							
	財源構成	社会福祉充実残額						
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2.事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名		
主な対象者		
想定される対象者数		
事業の実施地域		
事業の実施時期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
事業内容		
事業の実施スケジュール	1年目	
	2年目	
	3年目	
	4年目	
	5年目	
事業費積算 (概算)		
	合計	〇〇千円 (うち社会福祉充実残額充当額〇〇千円)
地域協議会等の意見と その反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2.事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--

(「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(案)について」より抜粋)

手 続 実 施 結 果 報 告 書

平成 年 月 日

社会福祉法人 ○ ○

理事長 ○○○○ 殿

確認者の名称 印

私は、社会福祉法人○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第 55 条の 2 第 5 項により、以下の手続を実施した。

1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における 1、2、4 及び 5 に記載される事業費について再計算を行う。

3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以上

(「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(案)について」より抜粋)

あなたの法人、準備はお済みですか？

ちょっと教えて！ 経営協

改正社会福祉法は、来年4月から完全施行となります。

全国経営協では、すべての会員法人が円滑に
対応できるようお手伝いします。

基本的なことから、法人の個別なご相談まで、
会員法人の制度改革への対応を支援します。

制度改革によって
具体的に
何が変わるの？

定款変更で
気をつけることは？

評議員会は
必ず設置しなくては
いけないの？

財務規律の整理と
言われても
まず何から始めれば・・・



開始
日時

平成28年12月5日 月 から
9:30~12:00 13:00~17:30(土日祝除く)

相談
窓口

電話のほか、メールやFAXでも受け付け可能

TEL

03-3581-3455

MAIL

oshiete@keieikyo.gr.jp

FAX

03-3581-7928

対象

全国経営協会員法人(全国経営協の会員番号が必要です。)

全国社会福祉法人経営者協議会

平成 28 年度 全国社会福祉法人経営者協議会 保育事業経営委員会 委員

委員長	宮 田 裕 司	堺暁福祉会	
副委員長	太田嶋 信 之	あゆみ福祉会	
委員	伊 東 安 男	建昌福祉会	
専門委員（学識）	吉 田 正 幸	保育システム研究所	
専門委員	忽 那 ゆみ代	いずみ保育園	
同	辻 いづみ	くすの樹会	
同	東ヶ崎 静 仁	東明会	
同	工 藤 美智子	天寿園会	
同	村 井 慶 二	ふじ福祉会	○
同	梅 野 高 明	勝原福祉会	○
同	吉 田 久	宝和会	○
担当副会長	菊 池 繁 信	吹田みどり福祉会	

○は作業委員

保育事業経営法人・小規模法人向け 社会福祉法の解説

発行日：平成 28 年 12 月 8 日

発 行：全国社会福祉法人経営者協議会 保育事業経営委員会

（事務局）〒100-8980

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会 法人振興部内

Tel.03-3581-7819 Fax.03-3581-7928
